

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第13回議事要旨

- 1 日時 平成19年8月10日（金）18:00～19:50
- 2 場所 総務省8階第1特別会議室
- 3 出席者 堀部座長、安藤構成員、多賀谷構成員、中村構成員、
長谷部構成員、濱田構成員、舟田構成員、村上構成員
鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、寺崎総合通信基盤局長、
中田政策統括官、鈴木総合政策課長、内藤通信・放送法制企画室長
- 4 議事要旨

(1) 「中間取りまとめ」に対するパブリックコメントの結果

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」に対するパブリックコメントの結果」（資料2-1、2-2）について事務局から報告を行った。

(2) 主要関係事業者・団体等からの公開ヒアリング（第1回）

社団法人日本経済団体連合会及び社団法人日本新聞協会から、それぞれ「中間取りまとめ」に対する意見を聴取し、その後意見交換を行った。

ア 社団法人日本経済団体連合会

(ア) 説明内容

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」中間取りまとめへの意見（資料4-1）及び「意見書」（資料4-2）に基づき説明。

(イ) 意見交換

- 現行制度下において、通信・放送の融合・連携に向けた企業活動の妨げになっている具体的事例はないかとの質問に対して、直近の例は県域免許に係るIPマルチキャスト。特に、プラットフォームビジネスについては、極力規制をかけないでほしいとの意見が強いとの回答が日本経団連よりあった。
- 端末の在り方について、物理的な端末もあるが、端末のアプリケーションの提供がプラットフォーム機能として規制の対象になるのかという疑問がある。端末は、国際競争の観点から極力自由であった方がいいという意見があるとの意見が日本経団連よりあった。
- 有害コンテンツに関する規制は当然あるべきと思うが、放送事業者あるいは通信事業者に課されていた規制が、非常な社会的影響力を持って発信すれば、業として行っているのではない企業にもかかるのか今後明確にしていきたいとの意見が日本経団連よりあった。

- レイヤー間の規制について、ネットワーク中立性の観点から、特にネットワーク部分の非常に影響力の強いプレーヤーが他のレイヤーに影響を及ぼすことについては何らかの規制は必要との意見が日本経団連よりあった。
- 公然通信について、事業性とは別に消費者保護の観点からミニマムチェックが必要となる。そのためには、どういう情報が流れているかについて、事後的でもいいが、一定程度チェックできるような仕組みになっていなければいけないのではないかとの意見が構成員よりあった。
- 通信と放送のマーケットを合わせて規制するとき、「社会的影響力」だけをもって強い規制に合わせるべきではない。基本的に、有限資源である周波数のボトルネック性があるということによる事前規制のみであるべきとの意見が日本経団連よりあった。

イ 社団法人日本新聞協会

(7) 説明内容

「意見書」(資料5)に基づき説明。

(1) 意見交換

- 公然通信の規律について、条文に書かれると行政の裁量権が及んでくる。そこを公権力の介入と受け止め、非常に危惧する。ネットメディアが規制されると本来公権力から独立している既存メディアに必ず網がかかってしまうため、共通ルールを盛り込むことについては基本姿勢として反対との意見が新聞協会よりあった。
- 新聞社が行っているインターネット上の活動も新聞だと考えているかとの質問に対して、そのとおりで、新聞各社は、ネット事業、ネットメディアについても、新聞倫理綱領を規範として行うとの回答が新聞協会よりあった。
- 新聞は基本的に国内頒布に限られるのに対して、インターネットは国境を越えて流れるので、日本国内の法制だけでは済まない等の点から、新聞と公然通信とは性質が違うのではないかとの意見が構成員よりあった。

(3) 次回会合

平成19年8月27日(月) 18:00より開催。議題は、「主要関係事業者・団体等からの公開ヒアリング(第2回)」。

以上